

報告事項 1

損害賠償の額の決定及び和解について

このことについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分しましたので、別紙資料に基づき報告します。

令和8年2月3日

財 務 施 設 課

施設の設置又は管理の瑕疵に起因して発生した事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をした。

事		故		損害賠償の額
発 生 年 月 日	場 所	概 要	相 手 方 の 住 所 氏 名	
令和7.7.3	愛知県立一宮西高等学校	相手方が、愛知県立一宮西高等学校の教室内に鞆を置いていたところ、同教室内に設置されていた灯油タンクの水抜きキャップが外れ、漏れた灯油が付着し、鞆等を汚損した。	(所有者)	19,155 ^円
			(所有者の親権者)	

令和8年1月19日専決

愛知県知事 大村 秀章

※ 個人情報保護の観点から、Web ページ上では所有者本人及びその親権者の情報を非公開とする。